明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

百三十　（略）	
百三十一～二百十七　（略）	
二百十八　（略）	
二百十九　一―（四―フルオロ―三―メチルフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類	
二百二十　（略）	
二百二十一～三百十五　（略）	

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

百二十八　二―［（ジメチルアミノ）メチル］―一―（三―ヒドロキシフェニル）シクロヘキサノール及びその塩類	
百二十九～二百十五　（略）	
二百十六　［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―ベンゾ［ｄ］イミダゾール―二―イル］（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類	
（新設）	
二百十七　二―（四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル）―Ｎ―（二―フルオロベンジル）エタンアミン及びその塩類	
二百十八～三百十二　（略）	

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）